

《令和7年度第2回千葉県総合支援協議会（第八次千葉県障害者計画策定推進本部会）
相談支援専門部会議事録》

1. 日時 令和8年2月5日（火）10時00分から11時30分まで
2. 場所 集合会議【オンライン併用】（千葉県庁南庁舎4階 収容委員会審理室）
3. 出席者
 - (1) 飯田部会長、田中副部会長、朝比奈委員、大戸委員、小川委員、佐藤委員、新宅委員、鈴木委員、館山委員、辻内委員、長岡委員、山岡委員、山崎委員
 - (2) 県（事務局）
障害福祉事業課
丸山課長、千代田副課長
地域生活支援班 高島主事、八田主事、渡邊主事
4. 議題
 - (1) 第八次千葉県障害者計画の進捗状況について
 - (2) 令和8年度重点事業について
 - (3) その他
5. 議事概要
 - (1) 第八次千葉県障害者計画の進捗状況について

《事務局説明》

（山岡委員）

県の皆さんも、取組内容が多岐に幅広く対応することが増えている中で、問題の1つとして私の方から申し上げたいと思います。

サービス管理責任者の更新研修の指定について、前年度に2社が指定を受けました。私は2社のうちの1社の方に携わっていたところではありますが、もう1社について大丈夫なのだろうかということで、視察をさせていただいたところ、その研修の内容があまりその質が担保されていないという印象でした。そのため、昨年度の視察で、私を感じたことを報告書として、今年度の前半におられた班長さんにお伝えをしました。その後、県の方からもう1社の方に改善の求めをされたというふうに聞いております。今年度も私どもが携わっている団体ともう1社、昨年度と同じ2社が指定を受けたところで、私どもの他のメンバーが再度視察をさせていただいたところ、テーマの読み違いといいますか、あと少し頑張ればということではなく、勘違いというより間違いを教えており、これは去年、報告を上げさせていただいたことが何ら改善されていませんでした。質以前に間違いを教え、それでもう1社が今年120名の修了者を出すこととなります。

この質の問題は非常に大きいなというふうに考えておまして、次年度に500人とか千人規模になることが想定されます。そのためには、しっかり対応していただかないといけないなと思います。我々が感じている危機感をぜひもう1社にしっかり、言ってみれば指導のようなことで改善を図るようにしていただきたいと思います。

(事務局)

山岡委員から今ご指摘のあった点、この部会に設置されているワーキングの方においても、取り上げさせていただきます。本年度も、今まさに研修が実施されているところでございます。県の方も職員が、状況を見させていただいたりしておりますので、しっかり、今後どのようにしていくのか受け止めさせていただきます。

(飯田部会長)

ワーキングでの検証っていうのが、前回しっかりやってあげたほうがいいという話があったと思うのですが、そのあとワーキングの検証はあったのでしょうか。

(事務局)

今年度は、4月、5月にワーキングの方を開催させていただいて以降、まだ開催されておりません。今後ワーキングの方もしっかり開催させていただいてその中で、検証といいますか、ご議論いただきたいと考えております。

(田中副部会長)

障害児に対する研修を充実してほしいと常々考えているところです。

委託の方法はプロポーザルを採用しているのですか？

(事務局)

いえ、サービス管理責任者の更新研修の指定はプロポーザルという形ではありません。

(館山委員)

障害児の分野についてです。

最近就学しているお子さんのご相談を発達障害者支援センターにおいて最近よく受けます。

子どもの発達能力のなかで、年齢によって社会の中の自分や自分とはどういうものか等獲得していくものがあります。相談を受けた際、そういうのが何か欠けているかや、通常獲得していく過程と比較してどの段階にあたるのか等を確認しております。

しかし、児童の相談事例が少ないため、学問やカリキュラム等が示されれば、相談を受けた際に疑問や課題に感じるところが増えてくると考えています。今後の課題として報告させていただきます。

(田中副部会長)

障害児関係のお話が出ましたので私の方も、館山委員のお話をトレースさせていただきたいと思います。

実年齢とは乖離していますが障害者の中にも、健常児の発達はあるわけです。例えば、K式発達検査で、千葉県の場合療育判定がAということだと発達の1歳半から3歳を超えてないということになります。1歳半から3歳を超えてないというのは、定型の発達でということです。実年齢で3歳を超えていても発達年齢がこの段階だと、なかなか初めの点と終わりの点がくっつかず丸が書けないという状況だと思います。こうしたことから一つのまとまった概念を把握する力に相当の脆弱性があるということが想定できます。そういうふうの実年齢と発達年齢がずれているという認識に立って私は療育相談に当たるようにしています。今館山委員がおっしゃったことは、私もずっと課題だなあというふうに思っていました。ぜひ、来年に向けて意見交換の機会を設けていただきたいと思います。発達を見ていく視点という

のは、療育というより、保育的な視点ということになると思います。昨今この保育的な視点が本当に欠けて来ていると思います。ちょっと厳しいことを申し上げるようですけども、スキルアップ研修の障害児相談支援の研修に私も出ましたけれども、全然そこには触れられていませんでした。

やはり国で予算を取っていくためには数字が必要だという、難しい現状は承知しています。そうすると結果が出ないものには予算がつけられない。けれども特別会計の中で予算措置を獲得していくためには、やはり結果がしっかり出ることが求められるので、本当に2000年以降、支援効果を可視的に確認しやすい応用行動分析、私もすごく頼りにしているのですが、結構そちらの方に障害児支援施策が偏っているような気がするんです。国の施策自体が、発達障害者の方の支援には結構予算も手厚くなっているなあというふうには思っています。そうした社会全般の流れからも2000年以前の、保育的な視点で子どもを見ていく、そういう課題評価の在り方が本当に全国的に薄まってきていると思っています。

保育的な視点はK式発達検査の評価のもとになっていますが、その保育的視点は田中昌人の発達の階層一段階理論、発達保障の糸賀一雄先生の考え方に繋がるようなそういう発達論が土台となっています。歴史的にそういった療育風土のある関西方面、例えば、滋賀の大津などでも、今では障害児支援の中でもうほとんど保育的な視点が欠けているという話を私は地元の行政の人から聞いたことがあります。この保育的な視点を、千葉県では、ぜひ取り戻して、それとあわせて発達障害者の支援、療育的な、障害種別障害特性にのっとった支援をバランスよく提供できるような、そういう体制を念頭に置いたケアマネジメントをしていけるような施策が必要だと思います。

(飯田部会長)

カリキュラムの見直しということで、ワーキングチームでもう1回話していただいて、場合によっては、館山委員とか田中副部会長にも参加していただいて、貴重なご意見でしたので、ちょっと取り入れてほしいと思います。

(館山委員)

ピアサポートの活動についてです。障害者発達支援センターにご相談がある中で、当事者の活動がないのかという話があります。障害者の方々の元々の特性において、コミュニケーションがうまく取れないとか、社会と上手く関われないとかがある。ニーズはあったとしても、精神疾患を持っている方が自分達の障害について語り合う機会を作るのと同様な活動を、発達障害についてはなかなか難しいと思っています。

ピアサポートの活動への参加人数に関する目標値はどのように設定されたのか。

(事務局)

目標値の設定については、現状ベースを基本にして後はピアサポート事業でサポーターを養成しているということもございまして、数字については、やや定型的に増やすような形になってしまっております。現状数字の取り方についても、市町村に示し方というか、こういう場合に報告してくださいということをお示したいと思うのですが、目標値の設定についても、また第9次計画、次期計画に向けて、数字の方はご意見いただきながら考えたいと思います。

(飯田部会長)

発達障害の人のピアって難しいんじゃないかなと思いますが、工夫も必要なのかなと思うんですね。つなぐ人が間にいてくれれば、上手くいくパターンもあるかなと。というところで、何かこう、やり方の工夫みたいなのも今後検討してもいいんじゃないかなと思います。

(山岡委員)

県からの調査に対して市町を通じて、基幹相談支援センターに問い合わせがあって、回答している側ですので、私の地域でも、少しだけ参考までに申し上げますと、自助グループの活動として集まって行っているピアグループの参加者や、そこでイベントを開いたときの人数を積算して報告を上げています。

一方でそれこそ障害福祉サービスにピアサポーターが位置付けられて、就労しましたよとかになると、その事業所で行っている業務は、多分カウントに入っていないです。

障害雇用なども大分広がっているので、自助グループよりは障害雇用や、ピアサポーター雇用の方に一定程度の方が流れて、実は自助グループの高齢化、次世代につなげないというような悩みを各自助グループは持っているというのを、県内の様々なグループから伺っています。そのため、数の取り方として、市町が、基幹相談支援センター等に尋ねて回答し、そういう結果になっているとしたら、すごく自然な数字かなというふうに私は感じているところです。

そのため、その調査方法とか、定義みたいな辺りを、ぜひご検討いただければと思います。

(飯田部会長)

計画相談の従事者数が、目標にいかなかったというところを、どのように分析したらいいのかなというところですが、少し議論しておいたほうがよろしいのかなと思います。

今計画相談をやってくれる人が少なくて、困っているっていうのが意見も多い中、なかなか目標にいかなかった、今後どうしていくのかということです。

(事務局)

まさに今部会長が仰られたように、例えば令和5年度から令和7年度に、県が実施した相談支援従事者初任者研修では、1136名の方が修了している状況ですが、単純にその数字が、計画相談の県内の事業所に入っていれば数字としては、もう少し上がってくるはずですが、なかなか結びついていないというところがございます。

色々、こちらも市町村の方に照会をさせていただいて、相談支援事業所に、勤務されている方の数を集計しているところですが、やはり今処遇改善等も実施しているところではございます。いろいろな課題があるとは思いますが、何とかこの数字は増やしていきたいということは考えているところでございます。

(飯田部会長)

はい。今後検討していただけるということですね。

(辻内委員)

今年度の現任の更新について、私たち少し田舎の圏域では、研修の参加者は1事業所あたり、1人若しくは0人でした。課題として、初任をとった後現任で更新していかないと相談支援員としては減少していきます。このような傾向は、今年度のみになるのか今後も同様な傾向になるのかを検討していく必要はあるのではないかと、こちらも問題であると考えます。

(飯田部会長)

新規の人が増えないっていうことと同時に、更新の人が増えていかないむしろ、逆に減っているのではないかとこのところですよ。ご意見ということで。

(小川委員)

相談員が増えないというところで、当事業所でも毎年初任者研修の方を参加しているのですが、増やせない理由としては、件数をたくさん持っても、児童であれば半年に1回、成人であれば3ヶ月に1回のモニタリングがあります。事業所と親御さんは信頼関係ができていますが、相談員がそこに入ったときに半年に1回のモニタリングだと、信頼関係が築けず児童を持たないという事業所があり、そこを負担することが認識的には多くなって、やはり成人と同じ、最低でも3ヶ月に1回のモニタリングをしないといけない、つけない。研修を受けてきても実践ができないと断られるという場合があり、つけるような業務にしていきたいと思う。

(飯田部会長)

ご意見ということでよろしいですか。ありがとうございます。

(田中副部会長)

令和5年度の全国の市町村の調査で、厚生労働省から出ている障害者相談支援事業実施状況についてという資料において、すべての市町村ごとにセルフプラン率が見られるのですが、全般的には児童の方が、全国的にも千葉県もセルフプラン率が少し高い。それは全体に言える1つの傾向で、相談支援専門員が不足しているというのがこの問題の原因と思われます。結構セルフプラン率は都市部が高いです。千葉だったら千葉市であるとか全国だったら東京とか大阪ですね。

要するにそれだけ、障害者数が多いところにやっぱり相談支援専門員の数が追いついていないという実態がうかがわれると思います。もしよかったら皆さんご参考までにご覧ください。

先ほどの半年に1回のモニタリングということですが、児童の就学期の子どもが大半なわけです。就学期は12年間ありますから。そうすると、これは放課後等デイサービスの利用計画上の問題ということにもなってしまいます。放課後等デイサービスは預かりサービスとして計画上位置づけられてしまうことが多く、これも先ほどの話に戻りますけれども、保育的な視点で、その子の発達ニーズをしっかりとらえていくってことをしないと、事業者の支援そのものが、発達支援ではなく本当にただの預かりになってしまいます。そうすると、この子は、そんなに問題行動ないからいいよねという話になって、モニタリングも半年に1回でいいということに、自然となってゆき、これだと障害児相談支援事業所の質も、サービス提供事業所の質も落ちていってしまいます。現実には預かり以上の支援を現場が行うには十分ではない国の予算の関係もあるので、かなり厳しい状況ではあります。

ただそういった状況の中でも、やはり子どもたちの発達ニーズをしっかりとらえてケアマネジメントを行うことが成人期の安定した自立生活、地域生活につながりますので、そのためには相談分野においても保育的な視点。発達の課題分析がちゃんとできるように、相談支援専門員を取り巻く体制づくりを進めていただきたいなというふうに思っています。

放課後等デイサービスの事業者がたくさん入ってきて、サービスの質の問題に関する議論が国でもあるわけですがけれども、皆さん憂慮している状況が続いています。障害児相談支援の質を高めてゆくことがここを改善していくことにも繋がっていくと思います。保育的視点と障害特性の理解に立った課題分析によって子どものニーズをしっかりとつかんでいく。それから数が少ない相談支援専門員さん、背景としては、労働力不足もちろんあるわけです。そうすると、相談支援専門員を増やしていこうだけだと、なかなか難しいだろうなというふうに私は思っています。そういう対策と同時に、少ないというか、限られた相談支援専門員さんが、もう少し仕事がスムーズにできるような工夫というか、そのための課題をしっかりと掴んで解決していく必要があると思います。

ただニーズをしっかりと、掴んでいくためにはケースの見立てをしっかりと自分で構築できるということ

です。相談支援専門員はオールマイティでやっていかなければいけないわけですから。やはり専門性分野性の問われる見立てづくりをバックアップしていくようなシステムを地域で考えていく必要があると思います。

今ネットがありますので、この部会でずっと前に、一笑に付されてしまって非常に恐縮だったんですけども、基幹相談支援センターをWeb上に作ったらどうですかと提案したことがあります。見立てを構築するのはすごく難しいことなので、その時に関わったケースの専門家と、いつでもつながって助言が受けられるようなシステムを作ったらどうかと考えました。いずれにしても相談支援専門員がスマートにスムーズにケアマネジメントをできるように、何か工夫ができないか。限られた人数の中で、少しでも負担を減らしていく、そういう課題検討をこれからしていく必要があると思います。

(新宅委員)

我孫子市は相談支援事業所の数が少なく、増えていかないことが課題で、立ち上げていない事業所に呼びかけを行っております。しかし、現に行っている事業にも人手が足りないのに相談支援に回せないという意見や、相談支援事業所は赤字になりそうという意見を聞きます。また、やはり専門性がないとできないと思われていますので、そうすると、例えば法人内のある程度経験がある職員を相談に回さなくてはならない、そこに至ることがうちでは難しいですと言われてしまうことがあります。

それでも何とか増やしていけたらと、まだ取り組めてはいないですけども、市内に少しずつ主任相談支援専門員が増えてきているので、そういった方たちに協働型という形でバックアップしていただくことで、立ち上げのハードルを少しでも下げられないだろうかと話をしています。ただやはり、市内では協働型をまだやったことがないので、どうしたら進めていけるか検討していきたいという段階です。県にもそこはバックアップしてほしいと思っております。

(朝比奈委員)

計画の進捗状況を考え、それから皆さんの意見を伺っていて、障害福祉の射程をどういうふうに設定していくかっていうことがすごく難しい状況になってきているのかなっていうふうに思いました。先ほど、障害児の福祉の研修の中で、保育の視点を少しきちんと入れていかないとというお話があって、おっしゃる通りだと思うのですが、それを障害児の中でやるのか一般のこども政策がベースになって、プラスそこに療育的なアプローチ視点っていうことになってくると思いますので、障害福祉事業課のマターなのか、それとも児童家庭課とどうコラボしてやるのか。例えばそんなことが必要になってくるかなと思います。

もう1つ、ピアサポートのお話もあったのですが、おっしゃる通り、例えば私たちの地域でいうと生活困窮の、例えば就労準備はそのグループでやっているのですけれども、かなりの割合で生きづらさを抱えた方々、中には手帳を持っていらっしゃる方々もおおり、それから重層的体制整備支援事業で位置付けられた参加メニューでやっているところ、月に2回やっているのですがレギュラーメンバーが5・6人いて、手帳を持っている人が半分ぐらいという感じ。それから、基幹センターとなかぼつセンターと生活困窮と重層的体制整備支援事業で協力して、四半期に1回やっているあいあいパークっていう場所なのですけれどもこのイベント毎回四、五十人が参加するのですが、その中ではですね、手帳を持った人がいろいろなブースを出してですね、ネイルとかメイクとかやったりしているので、これもピアサポートといえ、多分そうだろうなというふうに思います。

そういう感じで、この計画の箱の中でやっていることだけではなくて、それ以外に広がりを持って生きづらさを抱えた人たちが暮らしているっていう、そういう見方をしないと、何となく障害福祉がどんどん苦しいものになっていくような気もするので、この計画の進捗管理で何をされるのかっていうことをしっかりと共有できればなというふうに思いました。

(飯田部会長)

ありがとうございます。貴重な意見ありがとうございます。

最後私の方で4ページなのですが、5-16の相談支援専門員及びサービス管理責任者の、意思決定ガイドライン等を活用した研修というところの横のラインが、目標も変えてなくて実績もなくて、評価がCということで、この辺をどのように解釈すればいいのかなど。

(事務局)

こちらは、大きな項目になっていましてその下のところに修了者数、実施回数がございまして、こちらを総合的に評価してCという、そういう形で記載の方をさせていただいております。

具体的な目標実績については修了者数と実施回数でそれぞれCとAで、この、大きな項目としてはCという、そういう評価になってございます。

(佐藤委員)

「5-7 意思決定支援」についてよろしいでしょうか

意思決定支援ガイドライン等を活用した研修ということで、このガイドライン2024年に国も大きく舵を切ったようなところですが、意思決定支援ということで、サービス管理責任者児童発達支援管理責任管理者が個別支援計画を抱えさせられ、もちろん相談支援専門員も意思決定支援ということが大事なことで、それが実績として36。これが評価においてニーズが少ないというのがすごく問題かなと思っていて、この評価の精査が必要なんじゃないかと思います。周知の問題なのか、この研修の内容とか受講生の動機の問題なのか、いろいろだと思いますので。ニーズが少ないというのが非常に問題だと思います。もうちょっと対処できるかなというふうに思いました。

(飯田部会長)

事務局の方でまたこれご検討いただければ、はい。

(山崎委員)

今の意思決定支援の研修のニーズが少ないについてですが、相談支援の専門別研修で意思決定支援、多分今年度も3月に予定があると思うのですが、今年度、専門別研修が、年明けにかなり立て続いて、研修の案内があつて私も相談支援専門員として、スキルアップ等の研修に参加したいと思うのですが、かなりいろんな研修の日程がかぶっていたり、今回の研修も3月だったりして年度末で忙しい時期で、参加したくてもできないような状況もあるのかなというふうに思っています。

今年度に関しても、障害児の研修と、就労支援でしたかね。私今年度は高次脳養成研修に参加したのですが、その日程とかぶってしまっていて、参加をぜひしたいなと思っていたんですが、研修がかぶって出られなかった、ニーズはあつたとしてもちょっと時期の問題とか、研修の日程のことっていうのをちょっと気になっているので、意見させていただきました。

(佐藤委員)

そうすると、いや千葉県はニーズが少ないなんていうことじゃないと思うので。

(飯田部会長)

いろんな研修で大変だと思いますが、そういうちょっと工夫をということですので、よろしく願いいた

します。

(2) 令和8年度重点事業について

《事務局説明》

(山岡委員)

基幹相談支援センターが全市町村にこれで設置ができたということが千葉ですごいなと思っております。実は前の班長さんの前の班長さん前の班長さんぐらいのときに、2年連続で基幹相談支援センターの調査いただいて、その時は増えつつあったタイミングだったのですけれども。基本は基幹相談支援センターのポンチ絵にある4つの輪っかの業務をどう論議されているのかとか、件数がどうなのかとかということが、一通り網羅的に質問されて、回答もちょっと大変だったのですけれども。

それをみながら自分のところはこういうふうに、ここは得意だけど、よそがやっているこれはやってないみたいなのが、別に偏差とか点数をつけるわけではなくて、それは、基幹相談支援センターが市町のカウンターにあるとか。離れてあるとか、いろんな状況によって違う。広域とか単体とかいろいろ直営も含めて、いろいろな形が違うんだなっていうこともあったのですけれども。

ただ、そのことによって、ちょっとその地域の、この主任さんをアドバイザーで呼んで、この事業についてちょっと教わろうみたいなことで協議会において、その地域の基幹相談支援センターの職員を呼んで、取組を考えるみたいな。その有機的にその調査をもとに、自分たちの取組を考える機会になったとおもいます。

私はその調査は、できれば定点で続けていただきたいなとか再開していただきたいなというふうに、思っていますので、相談支援センターこれで設置が完了しましたので、ここの質をどういうふうに担保していくのかっていう取組はまさにこれから議論されるところではあると思うのですけれども。私はまず調査して欲しいなと思っているということになります。

(田中副部長)

先ほどの山岡委員のご発言とも関連していることですが、基幹相談支援センターの業務の中に、障害児相談支援のバックアップということが総合支援法の改正の中で盛り込まれました。これはもう、3年ぐらい前だと思うのですけれども。何が言いたいかというと、子どもの相談のバックアップを、その地域の基幹相談支援センターがやっているのか、それとも児童発達支援センターが相談支援と共同しているのか。この辺りの解像度を少し上げるような調査をぜひお願いしたいです。

令和8年度中に一応県内すべての市町村に児童発達支援センターを設置することを目指すということになっていると思いますけれども、千葉県は確か私の知っている最新のデータだと、保健圏域で49、県内には児童発達支援センターが立ち上がっています。その児童発達支援センターとの関連で相対的な基幹相談支援センター及び障害児相談支援の評価が導き出せるような調査をぜひお願いしたいというふうに私は思います。

(新宅委員)

アドバイザーの予算のところについて質問です。資料3-1に令和6,7年度の派遣実績が記載されています。令和7年度の実績としては、伝達研修で使われていることが多く、地域に派遣されているっていうのは、令和6年度より減っている印象です。そんな中で、来年度は、予算が増えているのは具体的にどんな派遣を目指してというか、数値としてどういうことを検討してこの金額になったのだろうかを教えてください。アドバイザーをぜひ私も活用したいと思っていて、でも1回だけ派遣されても何が

だろうという思いがあります。例えば、複数回の支援が可能なのだろうか。そういった視点を持って増やしてくれたのならとても嬉しいという思いもあって、質問をさせていただきます。

(事務局)

資料3-1についてはまたあとでご説明の方をさせていただきますが、予算が増えたということで、こちらはまさに回数を増やす。というのも、地域生活支援拠点等ですね私ども目標として、すべての市町村に設置していただくということを大きな目標として掲げているわけなのですが、そうしたアドバイザーさんを派遣させていただくことで、参考にさせていただきたいというふうに考えています。

回数を増やすというところが一番大きいところで、市町村の方にもしっかりと、周知といいますか、活用を促すような形でご連絡の方は差し上げたいと考えております。また、1回だけではなく複数派遣等ご希望があれば柔軟に対応させていただきたいと思っております。

(大戸委員)

先ほどの達成状況のお話とも関連するなと思っておりますが、重点事業についてはやはり先ほど、幾つも出てきた課題が、しっかりと上げられているのだなということを感じました。その中で、先ほどらい出ていましたが相談職の人材確保育成は、障害分野に限った話ではないなと思っております。

最近では、地域包括支援センターですら欠員が埋まらないというようなお話が出てきていますし、それこそ高齢分野ではケアマネが確保できず廃業していくような事業所もあって、障害分野の方達は65歳を迎えたとき、その辺りの引き継ぎってということも出てくるでしょうから、これは高齢の話だよこれは障害の話だよでは済まないんだらうなというふうに思っています。

さらに児童の部分もそうで、この分野ですと先ほど朝比奈委員からも児童でやるのか障害でやるのかって話もありましたし、加えて、教育分野の中に、障害サービスに繋がっていない、潜在的な障害の方たち、潜在的というか、教育分野の中では、特別支援学級の通級をしているとか、そういった方たちがすごくたくさん、まだまだいるわけですよ。こういった方たちが、どこかのタイミングで突然ポンと障害福祉の世界に飛び込んできたり、もしくは障害分野を忌避して、でもその特性の範囲では、必要な状態が、例えば就労の段階や社会人になった段階で出てくる。そういったことが、本当に容易に想像できるなと思っておりますので、何かしら1つは相談という軸で分野をまたがって、対策を検討できるような場が何かしら考えられないかなということ、まだ具体的にこうっていうことはないんですが、そういった場がどうしても必要になってくるんじゃないかなということ、今日のお話を伺っていてもそれから、日々、自分で活動していても、感じているところです。せっきくのこの相談支援専門部会なので、相談を軸に考えるとちょっと他の分野との関わりの仕方っていうのをもう少し検討していけたらなと思っております。

(田中副部長)

今大戸委員の発言を聞いて、まさにその通りだなと思えました。

まず今次の第8次の計画の中では、他機関連携を働きかけていくと集団指導のときに各事業者が発信していくということが実績として挙げられています。ただそれだけではなかなか連携の門戸が開いていかない。やはり、これはもうどうしても日本の行政の構造的な問題もあるかもしれませんが、例えば児童分野の相談支援現場では、明らかに教育、それから福祉、医療ですね、そして母子保健、こういったところとは連携しないとケアマネジメントができないと思うのです。特に教育。それと、今非常にですね子供たちの犯罪が増えています。少年院がらみのケースで、当相談支援事業所の相談員も八王子の方まで行って、保護観察施設まで行ってきたりしましたけれども、こういった法律関係との機関の連携というのも、

必要になってきているなど感じています。限りはあるのですが、最低限やはり千葉県の総合支援協議会、市町村の自立支援協議会でまず、テーブルに顔が並んでいるという状態を作っていくのが1つ具体的な目標なのかなと思って聞いていました。例えば、一般施策の未就学児童の利用者支援事業は千葉県では151ヶ所で今はもっと多いと思います。ですから利用者支援事業の集まりもあるでしょうし、そういうところから、そこでの相談専門職、利用者支援専門員の方に議論に加わっていただく、或いは特別支援教育のコーディネーターの先生、或いは医療も医的ケアの中には、小児慢性疾患の子どももいますので、小児慢性疾患はまた別に、小児慢性疾病児童等地域支援協議会の専門の方、或いは病院のソーシャルワーカーの方、それと介護支援専門員ですね、今後ぜひその辺りの職種も部会の構成に当たって具体的に検討していけるのではないかと感じて聞いていました。

(飯田部会長)

私も1つ感想なんですけど、朝比奈委員とか大戸委員の分野横断的に物事をやっぱ考えたほうがいいだろうってそういうふうな時期もあるんじゃないかっていうのはよくわかるし、確かにそうだなと思うんですけど、今やっぱり共生社会だとかいろいろやっていると色々な人の話を聞いたときに、これまとまらないってのも一方で感じて、これを何かこう、なかなかつかみどころがないところから話をしていくような状況があって、これ何年かけたら上手くいくんだろうっていうようなところ実感として感じるんで、だったら、私はもう今の障害っていう部分、くくりのところ、自分たちの仕事っての、きちんと分析して、こっからきちんと周りに訴えていくっていうそこがまずは、ずれないポイントじゃないかなと私は一方で考えるところがあって、まず自分たちに与えられた仕事、この施策の中で、きちんと検証して、いいところ悪いところ、まだだめなところそういうところをちゃんと訴えていって、それから横との連携なのかなあなんてそんな考えもあったりします。朝比奈委員、いかがでしょうか。

(朝比奈委員)

飯田部会長がおっしゃること、そのとおりでなあって一方で思っています。私自身、障害福祉を専門にする法人組織に所属をしていて、指定事業所で働いている職員から見えている風景と、障害福祉以外の事業で働いている現場のスタッフから見えている風景が同じところと違うところがあって、何をどうすり合わせていけばいいのかっていうのにすごく難しさを感じていますが、まずお互いにそう思っているところが、まずは必要なのかなというふうに思っているのと、一方でですね、結構事業所数は、爆発的に増えていると思うんですが手帳を持ってないけれども、明らかに障害がある人を、以前だったら、ちょっと受け入れる余地も指定事業所、何となく関わってくれるところがあったんですけども、今そこがすごく窮屈になっていて、もちろん感染対策とかいろいろあるかとは思いますが、壁が高くなっているっていうことを感じています。

(3) その他

《事務局説明》

(田中副部会長)

相談支援アドバイザーの派遣実績について。

令和7年度以降の表ですね。協議会は自立支援協議会のことですかね。

そうすると、6年7年で、支援協議会という言葉が7か所出てきて、基幹相談支援連絡が8か所出ています。

こういったところは非常にアドバイザーのニーズがあったと読み取れます。

基幹相談支援センターの役割として、地域の相談支援体制の構築ってというのが、あります。

そうすると、先ほどの話、ちょっと戻りますけれども、児童福祉法の中でも制度の違う一般施策と障害児支援施策の連携であるとか、教育と福祉の連携であるとか、医療との連携。

こういったことを一応今次の今動いている県の福祉計画の中で、取り上げてはいただいているわけです。重点目標というところにはなっていないのですが、その中で、先ほど申し上げましたようにそうした連携については推進していくためにどうするかという働きかけを行っていくということで、集団指導等を通じて関係機関の連携について働きかけを行いますというような、こういう書きぶりに計画はなっています。その資料は今ありません。今回は重点目標の資料のみが、全体の今次の福祉計画の中に載っています。でも、これだと、なかなか、これプラスの課題として地域の相談支援体制を構築するときに、こうした他制度間或いは他法関係、法律そのものが違う医療教育、こういった連携が障害児には求められますので、ぜひ、自立支援協議会の構造的な、又はプラスアルファの課題として地域の相談体制を構築するときには、ぜひ考慮していただきたいと思います。具体的にはやはり、連携が想定される各カテゴリーの委員が顔をそろえること。それがやはり、まずは一番の目標になるのかなというふうに思います。ですからそういったことを念頭にアドバイザーも、各地域に赴いていただきたいというふうに思ってこれを読んでおりました。

既に教育と福祉の連携っていうのは、教育基本法施行規則改正の中で、2018年に明文化されています。それから文部科学省と、厚生労働省が共同で繰り返し連携の通知も出しています。近年では令和3年、こども家庭庁と、厚生労働省と文科省が、共同で連携の推進についての通知を出していますので、この辺はもうぜひ頑張って、地域のまず、自立支援協議会を、もし、何かアドバイスの要請があったら、この体制づくりの中で部会の中にそういう関係他分野のメンバーを入れていけるような、そういうアドバイスが、あるといいというふうに思っております。

(社内委員)

このアドバイザー事業について、我々の自立支援協議会においても活用し、とても有意義な時間となりました。先達て、国の方で実施された研修に参加したところですが、アドバイザー事業の活用にあたって他県の方と話をする機会があり、都道府県によってさまざまであることを感じました。他の県では、さきほど新宅委員がおっしゃったように、追隨して1回派遣ではなくて、経過はやっぱり追ってさらに年単位で、こちらが申請しなくても、来てくださるみたいな。そういうやり方をしている都道府県があって、すごいそれは市町村としては気にかけてくださっている。一緒に動くチームみたいなイメージを持っているそのようなアドバイザーは素敵だなと思いました。

基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等、協議会の三位一体っていうところが地域を作っていくものであり、それらを形づくるアドバイザー派遣だと思われます。これからは、相談支援部会の中で報告も大事ですが、活用のあり方だとか協議できたらなと思います。

(長岡委員)

相談支援専門員の量については、私は研修が取り組まれており徐々に増えているのかなと思っています。一方で離職に対する取組は課題であると考えます。退職の理由は家庭の事情であったり、健康上の理由であったりすると思われます。こちらの健康上の理由の中に、カスタマーハラスメントが少なからずあるのではないかと考えています。

先日、私どもの事業所でも、私が外出しているときに電話がかかってきて、最初無言だったので職員がどうしましたかと何回か尋ねたところ、初っ端から根ほり葉ほり聞くなと怒鳴られ、そのあと1時間近くも怒鳴られ続けられたということがありました。その職員はもともと突発性難聴をもっておまして、

非常に落ち着いておりましたが、これが原因かは不明ですが、結果退職することになりました。

東京都、群馬県、北海道とかは、カスタマーハラスメントに関する条例があります。三重県については罰則規定があります。それ以上はやめてくださいと抑止のための条例。今の現状では、余りにもひどい場合は警察に行って逮捕に至るか否かという話になる。その前段階で、それ以上言ってしまうと、千葉県のカスタマーハラスメントに関する条例にあたる旨を伝達できる。その抑止のための条例を検討していただきたい。

(田中副部長)

今年度の、最後の部会ということで、児童の相談支援専門員のケース。これ現場もそうなんですけども、非常に大きくなってきている問題が1つあります。性の問題です。

特に放課後等デイサービスは、発達障害の軽度のお子さんが増えてきています。軽度の本当に自分で電車に乗って例えば千葉から新宿まで行って帰ってこれてしまう子どもと、療育手帳の重度判定のおさんが一緒に、サービスを受けているという状況が生じています。これは何かやったときに隠ぺいする能力のある子どもが非常に増えてきている。しかも、特別支援学校の一般就労を目指しているようなレベルの子供たちは皆さんスマホを持っています。支援級の子供たちはみんな持っています。そうすると今度はラインなどSNSに関することが新たな支援課題に入ってくる。画像を撮ってラインに流すと、これが相当、ルールをしっかり指導しなければなりません。学校だけでは駄目で、学校と、放課後等デイサービスは、本当に連携して一体になって指導支援していかないと、犯罪に結びついてしまいます。グーグルアカウントも簡単につくれますのでクラウドの中にそういう画像をたくさん保存している子もいます。

ある児童が盗撮をして特別支援学校から退学勧奨を受けているケースを支援しています。知的障害で療育手帳B2です。本児は退学ではなく転校を希望していますが転校もスムーズにはいかない状態が続いています。

画像はクラウドに保存したらしいのですが何が保存されているのかよくわからない。本人は全部消しましたと言っても、本当に消したかどうかはわかりません。被害者がいることなので消去しなければいけません。警察の方から、開示請求していただかないかぎりIPアドレスから辿って行って、画像に行き着くことができません。警察の方は被害届が提出され被害者と加害者という構図が成立していないと動けないルールになっています。こういった問題の危険性が非常に高まっています。今後障害児相談支援のケースとしても相当数表面化してくるものと思われますので一言申し上げておきたいと思います。

(飯田部長)

ありがとうございました。

以上で予定されていた議題がすべて終了しました。

それでは議事を終了し、進行事務局にお返しします。